七　令別表第三第二号34の2に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物（以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

第三十六条第三項及び第三十六条の二第三項中「23の2、24」を「23の2から24まで」に、「若しくは33の2」を「、33の2若しくは34の2」に改める。

第三十六条の五中「合計。」を「合計」に改め、「有機溶剤含有物」の下に「（特別有機溶剤を含有するものを除く。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十八条第二項中「当該有機溶剤の濃度」とあるのは「特定有機溶剤混合物（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五に規定する特定有機溶剤混合物をいう。以下同じ。）に含有される同令第二条第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下「特別有機溶剤」という。）又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度（特定有機溶剤混合物が令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を含有する場合にあつては、特別有機溶剤及び当該有機溶剤の濃度。第二十八条の三第二項において同じ。）」と、同条第三項第七号及び第二十八条の三第二項中「有機溶剤」とあるのは「特定有機溶剤混合物に含有される特別有機溶剤又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤」と読み替えるものとする。

第三十八条の三中「23の2、24」を「23の2から24まで」に、「若しくは33の2」を「、33の2若しくは34の2」に、「第二十三号の二、第二十四号」を「第二十三号の二から第二十四号まで」に、「若しくは第三十三号の二」を「、第三十三号の二若しくは第三十四号の二」に改める。

第三十八条の十九の次に次の一条を加える。

（リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置）

**第三十八条の二十**　事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

2　事業者は、次の各号のいずれかに該当する作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。

一　リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業

二　リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修の作業（前号及び次号に掲げるものを除く。）

三　リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破砕等の作業（リフラクトリーセラミックファイバー等の除去の作業を含む。）

3　事業者が講ずる前項の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　前項各号に掲げる作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。ただし、隔離することが著しく困難である場合において、前項各号に掲げる作業以外の作業に従事する労働者がリフラクトリーセラミックファイバー等にばく露することを防止するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二　労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

4　事業者は、第二項第三号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、第一項から前項までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

一　リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。

二　当該作業を行う作業場所に、リフラクトリーセラミックファイバー等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えること。

5　労働者は、事業者から第三項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

別表第一中第二十三号の二を第二十三号の三とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二　ナフタレンを含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一第三十七号ロ中「合計。」を「合計」に改める。

別表第三中四十九の項を五十一の項とし、四十八の項を五十の項とし、四十七の項を四十九の項とし、四十六の項を四十七の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 四十八 | 六月 | 一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）<br>二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）<br>三　喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査<br>四　リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） |
| | | リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 |